

## 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）【教育学部】

### 1. 教育課程の編成・実施等

教育学部は、学校等の教員に求められる専門力と実践力を育成する教育カリキュラムを提供するという観点から、教養教育と専門教育の教育課程の編成・実施方針をつぎのように定める。

#### (1) 教養教育について

教育者としての専門職的発達の基礎を築くために、教育への知的好奇心と強い責任感を育むとともに、自律的な学習の習慣とチームでの学び合い・教え合いの習慣を確立するため、以下の学習を実施する。

##### ・見通す力：

学生に諸学問の基礎を修める機会を提供することで、教育が果たすべき社会的使命とは何か、その使命を果たすためにどのような教育実践が求められるのか、多角的に検討する力を養う。

##### ・解決していく力：

学生に地域社会の教育実践の現実に触れる機会を提供することで学生の教育問題への想像力や感受性を養い、学生が一人の教育者として、そして教育の実践共同体の一員として教育問題の解決に挑戦できる力を養う。

#### (2) 専門教育について

教育学部の専門教育では、教養教育を基礎として以下の3つの力を重点に以下の学習を実施する。

##### ・働きかける力：

学生に、教育の目的と制度、内容、方法、児童・生徒理解といった教育実践に関する知識・技能等を深く理解させることにより、自律的に児童・生徒に働きかけていくための専門力を養う。  
(自己形成科目群)

##### ・反応を読みとり働きかけ返す力：

学生に、学校現場を経験させ、自らの働きかけに対する児童・生徒の反応を的確に読みとり、それに応じた適切な働きかけを考え実践し、児童・生徒等の発達を促すことができるような実践力を養う。(学校臨床科目群)

##### ・自律的発展力：

学生に、学校現場体験の省察により、自らの専門力・実践力両面における到達点と課題を明らかにさせ、さらなる知識・技能等の向上を図り、よりよい教員を目指して成長していく力を養う。(教員発展科目群)

#### (3) 各課程・コースについては、以下の学習を実施する。

#### 【学校教育教員養成課程】

##### [初等中等教育専攻]

小学校コース、中学校コースから成り立ち、小・中学校等の教員として、確かな「専門力」と「実践力」を兼ね備えた教員を養成する。また「地域協働型教員養成プログラム」により、地域の教育課題に対応できる教員の養成を行うとともに、コースの枠を超えた相互連携教育により小中一貫教育へ対応できる能力を養う。

##### [特別支援教育専攻]

特別支援教育に関する深い知識と技術を有し、特別支援学校や特別支援学級、通常学級など特別支援教育の現場で活躍することができる能力を養う。

#### 【養護教諭養成課程】

子どもたちの心身の健康を守り育てていくため、必要な資質や能力を身に付け、深めていける能力を養う。

児童・生徒、教職員他、様々な人々とコミュニケーションをとりながら、養護実践学的・保健医学的思考に基づき、子ども自らが心身の健康問題を解決していけるように促せる力を養う。

### 2. 教育・学習方法

(1) 授業科目のナンバリングを定めて年次配置を厳密に行うとともにCAP 制を実施することにより、卒業までの履修期間の無理なくかつ効果的な学修を促す。

- (2) 主体的に学び続け、見通す力と解決していく力を涵養する教育を行う。
- (3) 自ら課題を見出し、その解決に向けて探求を進め、成果を表現する実践的な能力を身につけさせるため、学生が主体となる能動的な授業を行う。

### 3. 学習成果の評価

- (1) 学習成果を厳格に評価するため、カリキュラム・ポリシーに沿って策定された到達目標の到達状況を確認できる明確な成績評価基準を策定し、GPA を用いて教育課程における学習到達度を客観的に評価する。
- (2) 各科目の学習成果は、定期試験、レポート、授業中の小テストや発表などの平常点で評価することとし、その評価方法については、授業内容の詳細とあわせてシラバスにおいて科目ごとに明示する。